

議会改革検討委員会（第2期）による答申のあらまし

1 議長からの諮問事項（議会改革検討委員会（第2期）の検討項目）

- (1) 議会の組織と運営のあり方を調査・検討する
- (2) 市議会の権能を高め、政策形成・監視機能を強化する
- (3) 多様な市民のニーズを的確に把握し、その成果を踏まえ市民に情報発信する
- (4) 議会活動のあり方を検討する
- (5) その他議会改革に必要な事項について検討する

2 答申方法

議会改革検討委員会（第2期）において全会一致した事項のみを答申

3 答申回数

2回（平成26年4月11日中間答申、平成27年2月19日追加答申）

- ※ 上記のほか、議長への諮問事項に関する一部検討経過報告 1回（平成26年2月18日報告）

4 答申概要

- (1) 議長からの諮問事項(1)に関し、実施することについて意見が一致した事項（平成26年4月11日中間答申）

ア 一日一常任委員会の開催

常任委員会については、原則3日間とし予備日を1日設け、都度の議会運営委員会で議案等の内容を精査した上で日程を決めること。

また、閉会中の常任委員会については、議案等審査のある委員会は可能な限り単独で行うこと。

- (2) 議長からの諮問事項(3)に関し、平成26年11月14日付「議会改革についての共同提案」の協議を踏まえて意見が一致した事項（平成27年2月19日追加答申）

ア 予算・決算審査特別委員会の中継について

予算・決算審査特別委員会の中継について、引き続き検討すること。

- (3) 議長からの諮問事項(4)に関し、平成26年11月14日付「議会改革についての共同提案」の協議を踏まえて意見が一致した事項（平成27年2月19日追加答申）

ア 政務活動費の活用について

政務活動費の活用については、これまで以上に政策提言等に資する調査・研究の運用法の議論を継続し、その内容や方向性について検討すること。

5 その他

(1) 諮問事項に関する一部検討経過について議長に報告した事項（平成26年2月18日報告）

ア 「議会選出監査委員を初めとした行政委員会委員長等の出席要請のあり方」について（行政委員会委員長等（議会選出監査委員を除く）の出席要請のあり方に関する確認事項）

(ア) 予算・決算審査特別委員会における行政委員会委員長等に対する出席要請

現状、実質審査初日の2日前に行っていた事務調整を5日前（会期内第1回目の議会運営委員会開催日）から行うこととし、4日前（本会議第4日目、予算・決算審査特別委員会設置日）には出席要請を行うこととする。

(イ) 行政委員会委員長等の議場等への出席義務

各行政委員会委員長等においては、地方自治法第121条第1項及び第2項に規定される議場への出席義務について確認願うとともに、議会もその趣旨を再認識した上で議案の審議（審査）等を深めるため、出席を要請するものとし、出席を求める当該議員（委員）のみならず、議長、各会派幹事長、議会運営委員長及び各委員長は、行政委員会委員長等に出席を求める合理性・必然性について配慮するものとする。